

# 記入例

## 指定更新時確認事項調査票

現在の指定番号を記入してください。

年 月 日

指定番号 10

氏名又は名称

郵便番号、住所

代表者氏名

電話番号

### ①指定給水装置工事事業者の業務内容

営業日、営業時間、修繕対応時間、休業日を記入してください。 (公表： 可 不可 )
営業日 月～土
営業時間 8時～17時まで 17時以降は要相談
修繕対応時間 8時～17時まで
休業日 日曜日、祭日、年末年始
漏水等修繕対応の可否 (公表： <input checked="" type="radio"/> 可 不可 ) (該当部にチェックをつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。)
<input checked="" type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 埋設部の修繕 <input type="checkbox"/> 修繕対応不可 その他 ( <input type="checkbox"/> 夜間・休日等の対応についての記入も可能 )
対応工事種別 (該当部にチェックをつけてください。) (公表： <input checked="" type="radio"/> 可 不可 )
<input checked="" type="checkbox"/> 配水管からの分岐 ～ 水道メーター <input checked="" type="checkbox"/> 水道メーター ～ 宅内給水装置
その他 自由記入 (携帯番号、メールアドレス等) (公表： 可 <input checked="" type="radio"/> 不可 ) 緊急連絡先 ○○○-○○○○-○○○○ メールアドレス 主任技術者等の携帯番号

※ 公表を希望する場合には可に○を、希望しない場合には不可に○をつけてください。

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含めます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、水道事業者はその旨を速やかに届け出るようお願いします。

## 記入例

### ②給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
日本 太郎	給水工事振興財団 eラーニング	〇〇年〇〇月 20 日
銚子 二郎	自社内研修 〇〇に関する業務研修	〇〇年〇〇月 15 日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可 不可		

自社内研修については、研修内容を記載してください。

- ※ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ※ 自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ※ 受講者名は、公表の対象ではありません。
- ※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。

# 記入例

③過去1年以内の給水装置工事に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

工事を施行しない場合はチェック欄に✓をつけてください。

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する政令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるもの（以下抜粋）

二 配水管から分岐して給水メーターまでの配管を施行する場合、他の異状を生じさせることのないよう、又はその者に当該工事に従事させる者を実施に監督させること。

雇用関係又は下請け等も含み給水装置工事に主に従事した者の氏名などを記入してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事

保有している資格等※  
下記欄外の1～4の番号を記入してください。

過去1年以内の工事実績が該当する場合は、直近

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管からの分水栓の接続、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を保有しているか (○×を記入)	保有している 下記欄外の1～4の番号を記入してください。	工事年度
日本 太郎	○	○	2	
銚子 二郎	○	○	3	
本城 三郎	○	×		

資格を保有していなくても経験を有していれば×を記入してください。

上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）

可      不可

- ※ 以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。
- 1 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
  - 2 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
  - 3 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
  - 4 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）
- ※ 資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。  
「配水管から水道メーター」の工事をしない場合は、任意の記載となります。  
行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。